

納 期 限

今月の納期限は12月25日(金)です

- ◇国民健康保険税(7期)
- ◇後期高齢者医療保険料(6期)
- ◇介護保険料(12月分)
- ◇固定資産税(3期)

くらしの相談

◇心配ごと相談

時 毎週水曜日
13:00~16:00

場 福祉センター3階

問 御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490

◇人権相談

時 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15

場 和歌山地方法務局御坊支局

問 全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003-110

◇御坊・日高常設法律相談所

時 毎週木曜日
13:30~16:00

場 財部会館

問 和歌山弁護士会
☎073-422-5005

※事前予約が必要です。

※30分で5,000円程度の相談料が必要です。

◇行政相談

時 12月9日(水)
13:00~15:00

場 福祉センター3階

問 防災対策課
☎0738-23-5528

行政相談委員

くぼり しゅうじ
久堀 修二 氏
☎0738-23-2229
てらさき すずこ
寺崎 鈴子 氏
☎0738-22-2152

年金相談会(1月)を
ご利用ください!

年金相談を希望する方は、
田辺年金事務所お客様相談室
への電話予約が必要です。
※電話予約は相談日の**1か月前**
からできます。

時 1月21日(木)
10時~11時30分
13時~15時

場 市役所5階会議室
電話予約方法

自動音声による案内が流れます。
「最初の案内でプッシュボタン①を押して、次の案内でプッシュボタン②を押す。」
か、「番号を押さず、自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」

電話予約先

田辺年金事務所お客様相談室
☎0739・24・0432

国保年金課 年金係
☎0738・23・5530

国民年金保険料の
免除制度があります!

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。

退職(失業)の場合のメリット

通常の免除申請は、申請者本人、申請者の夫または妻、世帯主の所得が審査対象になります。審査対象者退職時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

○手続きに必要なもの

退職された方の雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し及び本人確認できるもの(運転免許証等)

国保年金課 年金係
☎0738・23・5530

後期高齢者医療制度に
加入の皆様へ

健康診査は受けられましたか

健康診査は令和3年2月末日まで受けることができます。受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受けていない方は、この機会に是非ご自身の健康状態をチェックしましょう。

○健康診査

対 75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害があり、広域連合の認定を受けられた方

検査項目

問診、計測、診察、脂質、肝機能、尿、腎機能、代謝系

場

受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

費

無料
○歯科健康診査

※対象の方には5月末に受診券等を発送しています。

対 令和2年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方

検査項目

問診、口腔内検査、口腔機能検査

場

受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

費

無料
受診券等の紛失やご不明な点があれば、お問い合わせください。

11月下旬から12月上旬にかけてジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善には、ジェネリック医薬品の普及が重要です。この機会に、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※このお知らせは、現在処方を受けているお薬をジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代がどれくらい軽減できるのかをお伝えするもので、ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※すべての方にお送りしているものではありません。

調剤薬局で1か月に14日以上のお薬を処方されていて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方。

(ジェネリック医薬品とは)

先発医薬品(新薬)の特許が終了したあとに発売される、先発医薬品と同等の品質・有効性・安全性を持つと国から認められた医薬品です。

お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎073・428・6688